

財団法人ビル管理教育センターの役員候補者の公募について

財団法人ビル管理教育センター（以下「センター」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

- 1 公募する役職** 理事（非常勤）候補者 3名
※ 理事の互選により、理事長に選任される場合もあります。

- 2 就任予定日** 平成23年9月9日

- 3 センター概要等** 別紙「センターの概要及び職務内容書」をご覧ください。

4 選考方法等

（1）選考方法

外部有識者で構成される選考委員会により第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、理事（非常勤）候補者を選考します。

（2）理事への選任手続き

第二次選考の面接審査により選考された候補者は、センター評議員会における理事選任の候補者となり、評議員会において選任された後、センター役員の厚生労働大臣認可の手続きを経て理事（理事の互選により理事長に選任された場合は理事長）に就任することとなります。

5 応募方法

- （1）公募期間 平成23年7月1日から平成23年7月15日

- （2）応募資格等 別紙「センターの概要及び職務内容書」をご覧ください。

（3）応募書類

- ① 履歴書 学歴、取得資格、職歴等の必要事項を記載し、3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦約4cm×横約3cm）を添付してください。

- ② 自己アピール書 A4版縦（横書）、1500字程度

- （4）提出期限 平成23年7月15日 午後5時（センター必着）

(5) 送 付 先

封筒の表に「理事応募書類在中」と朱書し、簡易書留により下記へ郵送して下さい。

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 743 区

財団法人 ビル管理教育センター 総務部あて

6 選考結果の通知

第一次書類審査の選考結果は、応募者全員に合否を通知しますとともに、第一次合格者には第2次面接審査の日時等につきましても併せて通知いたします。

7 そ の 他

- (1) 応募提出書類は、合否にかかわらず返却いたしません。
- (2) 提出された書類等の個人情報につきましては、当選考の目的以外には使用いたしません。
- (3) 応募方法等に関する問い合わせは、電話でお受けいたします。

ただし、選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので予め御了承ください。

(問い合わせ先)

03-3214-4627 (ビル管理教育センター：関谷)

センターの概要及び理事職務内容書

1 法人名 特例民法法人 財団法人ビル管理教育センター

2 法人の業務概要等

- (1) 設立年月日 昭和45年8月20日（大臣設立認可）
- (2) 設立目的 建築物の管理に関する教育および普及活動を通じて、建築物における衛生的環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- (3) 業務概要 センターは、設立の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項第1号に規定する講習会の実施
 - 2) 法第8条第3項に規定する建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務
 - 3) 建築物の管理に関する教育及び研修
 - 4) 建築物の管理に関する調査及び研究
 - 5) 建築物の管理に関する検査及び室内環境測定機器の較正
 - 6) 講習会に必要な教科書その他刊行物の発行
 - 7) 建築物の管理に関する普及及び啓発
- (4) 組織
本部（千代田区大手町）、分室（港区三田）、支部（大阪府豊中市）

3 職務内容

理事会メンバーとして、センターの業務運営に関する重要な事項を決議し、執行する。なお、理事の互選により理事長へ選任された場合の職務は、理事長としてセンターを代表し、前記2のセンター業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。

4 必要な資格・経験等

- (1) 建築衛生及び公衆衛生に精通し、医学的問題に関する専門知識を有していること。
- (2) 今後の公益法人改革の方向性に従い、センターの経営運営に積極的に取り組む意欲を有し、かつ、法人の経営全般に関する十分な知識を有していること。

- (3) 人格高潔であり、心身ともに健康であること。
- (4) 就任（平成23年9月9日）の時点において、満70歳未満であること。
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条（役員の資格等）に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

5 勤 務 条 件

- (1) 勤務形態：非常勤
- (2) 任 期：2年間（平成23年9月9日～平成25年9月8日）
- (3) 勤 務 地：センター本部（千代田区大手町1-6-1 大手町ビル743区）
- (4) 勤務時間：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (5) 給 与：無給（ただし、交通費等の実費は支弁する）
- (6) そ の 他：センターの規程等に定めるところによる。

【参考】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）